

芝原保育園 重要事項の概要

令和7年4月

1 保育園の概要

名称	社会福祉法人ねぐるみ会 芝原保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒191-0053 日野市豊田一丁目18番5号						
管理者氏名	施設長 遠藤 美枝						
開設年月日	平成22年4月1日						
連絡先	電話番号：042-582-5177						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 ■地域支援事業 ■実習生受け入れ ■食物アレルギーの除去食対応						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	9人	15人	18人	18人	20人	20人	100人
建物の規模	5歳児保育室39.41㎡・4歳児保育室42.26㎡・3歳児保育室39.92㎡ 2歳児保育室38.47㎡・1歳児保育室51.26㎡・0歳児保育室49.05㎡ 調理室53.93㎡・遊戯室38.26㎡・その他379.11㎡（総延べ床面積731.67㎡） 屋外遊戯場660.7㎡						

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人ねぐるみ会
所在地	〒191-0052 日野市東豊田3丁目8番4号
代表者氏名	理事長 一ノ瀬 浩一
連絡先	電話番号：042-514-9022
設立年月日	平成21年10月7日

3 職員体制について

職名	正規職員	臨時職員
施設長	1名	—
保育士	16名	8名
朝夕パート		14名
栄養士		1名
調理員	3名	1名
看護師	1名	1名
用務員	—	2名

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

嘱託医：須賀小児科クリニック

嘱託歯科医：オレンジ歯科クリニック

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	- 当園は、保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ保育を提供し、常に子どもの最善の利益を考慮し、健やかで心豊かに育つよう養護及び教育を一体的に行うことを目的とします。 - 当園は、法令等を遵守するとともに、「保育所保育指針」に従い、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。
保育目標	- 丈夫なからだ 元気な子ども - 自然を感じ 心豊かな子ども - 自分で考え 行動できる子ども - 思いやりのある子ども
保育方針及び保育理念	保護者と共に、地域の方々にも愛され、次世代を担う一人ひとりの子どもが、大切に育まれる保育園を目指します

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（１）開園日

◆月曜日から土曜日まで

（２）開園時間

◆午前7時00分から午後8時00分まで（午後6時01分から午後8時00分は延長保育時間）

保育標準時間認定	午前7時00分から午後6時00分まで（最長11時間/日）
保育短時間認定	午前9時00分から午後5時00分まで（最長8時間/日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間 午後6時01分から午後8時00分

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

（３）休園日

◆日曜日 ◆国民の祝日に関する法律に規定する休日 ◆年末年始12月29日～1月3日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園または保育時間を短縮することがあります。

6 保護者の負担について（利用料金等）

◆ 延長保育料【保育標準時間で認定された方】

18：01～20：00	月額 5000円
-------------	----------

時間	18：01～18：30	～19：00	～20：00
料金	300円	700円	1300円

【短時間保育で認定された方】

7：00～8：30	月額 1000円
17：01～18：00	月額 1000円
18：01～20：00	月額 5000円

時間	7：00～8：30	7：31～8：30	8：01～8：30	17：01～17：30	17：01～18：00
料金	300円	200円	100円	100円	200円

◆副食費

4500円/月

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	日野消防署豊田出張所
	所在地	日野市東平山3丁目1番23号
	連絡先	042-582-0119
警察	管轄	日野警察署
	所在地	日野市日野589-1
	連絡先	042-586-0110
嘱託医	管轄	須賀小児科（医師：須賀 康正）
	所在地	日野市高幡328 森久保医療モール1F
	連絡先	042-593-7888
嘱託歯科医	管轄	オレンジ歯科医院（歯科医師：関口 祐司）
	所在地	日野市旭ヶ丘6-1-1
	連絡先	042-581-4184

8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、警備保障
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	日野消防署 平成22年5月6日 届出済
防火管理者	園長 遠藤 美枝
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	当園では、災害時の連絡は『安心伝言板』（メール配信）を利用し、連絡をいたします。全員の方の加入をお願いしています。 →『安心伝言板ご利用マニュアル』を参照
広域避難場所	豊田小学校
水害時の 避難場所	豊田保育園・園舎2階部分

◆南海トラフ地震に関する情報がでた場合の対応について

「災害は、忘れた頃にやってくる。」とされています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。保育園においては、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

＜苦情解決の流れ＞

◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。

◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

① 保育園

受付担当者	生駒 綾子（役職：主任） 井上 由美子・茅野 和美（役職：副主任）
解決責任者	遠藤 美枝（役職：園長）
連絡先	042-582-5177

② 第三者委員

氏名	大須賀 良子
連絡先	042-592-2823
氏名	中村 真紀子
連絡先	042-581-0099

11 賠償責任保険等の加入

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

12 その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更が場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。かならず担任、事務所に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

◆個人情報の取り扱いについて

・保育園に提出された個人情報（氏名、年齢、住所、勤務先、ご家族のこと等）は、日常の保育の業務、緊急連絡簿、園児の健康管理、誕生表や園だより、クラスだより等への名前の掲載に利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

・当園は法令で定める場合（日野市役所保育課への園児の状況の報告、警察の捜査協力、園児の生命や身体に関わる緊急・重大な場合等）や、感染症等の発生で保健所に園児の情報提供を求められた場合を除き、取得した情報を利用目的以外の範囲を超えて、第三者への提供や預託はいたしません。

◆個人の肖像権について

・行事や日常保育の様子をお知らせするために写真を使って保育室前や掲示板に貼り出しや、ホームページへの写真の掲載を行うことがあります。

◎これらの写真は上記の目的以外での使用は一切ありません。

◆上記の案件（個人情報・肖像権）につきまして保護者に承諾をいただいております。